

## 平成26年度入学者選抜から適用する 栃木県立高等学校入学者選抜の方針に関するQ & A

Q 1. 栃木県立高等学校の入試制度のうち、どの部分が変わるのですか。

A 1. 全日制課程の「推薦入学」が「特色選抜（仮称）」にかわります。全日制課程の学力検査、定時制課程・通信制課程の入学者選抜については、現行どおりの方法で行います。

Q 2. 「特色選抜（仮称）」とは、どのような選抜ですか。

A 2. 各県立高等学校が、学校・学科の募集する生徒像や資格要件を明示し、それらに基づく選抜を行うものです。

Q 3. 推薦書は提出しなくてもよいのですか。

A 3. 中学校の推薦書にかわって、志願理由等を記載した書類を提出することになります。

Q 4. 「特色選抜（仮称）」では、どのような検査を行うのですか。

A 4. 面接を行います。加えて、作文や小論文など、各高等学校の特色に応じた検査を行います。具体的な内容については検討中です。

Q 5. 「特色選抜（仮称）」を行うのは、どの高等学校ですか。

A 5. 全ての高等学校で行います。ただし、中高一貫教育に係る併設型高等学校（宇都宮東高等学校・佐野高等学校・矢板東高等学校）では、「特例による選抜」を行います。その方法は検討中です。

Q 6. 「特色選抜（仮称）」は、いつから行うのですか。

A 6. 平成23年度に中学校に入学した生徒が受検できる、平成26年度高等学校入学者選抜（平成25年度末に実施）から行います。